

宇治市教育委員会臨時会会議録

日 時 令和5年12月11日（月） 午後7時00分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 報告第10号 専決事項の報告について
日程第4 議案第22号 令和5年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 木 上 晴 之
(教育委員)
教育長職務代理者 加賀爪 毅 (オンラインによる出席)
委 員 中 筋 斉 子 (オンラインによる出席)
委 員 小 山 栄 子
委 員 左 聡 一 郎 (オンラインによる出席)

(出席職員職氏名)

部 長	福 井 康 晴	副 部 長	上 道 貴 志
教育支援センター長	林 口 泰 之	学 校 教 育 課 長	岡 野 健 太 郎
教 育 支 援 課 長	堀 江 紀 子	学 校 改 革 推 進 課 長	吉 川 貴 之
教 育 総 務 課 副 課 長	渡 邊 聖 介	学 校 教 育 課 副 課 長	土 井 加 津 美
学 校 改 革 推 進 課 副 課 長	平 山 幸 司	学 校 改 革 推 進 課 総 括 指 導 主 事	坂 上 敬 宣

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	稲 垣 大 祐	教 育 総 務 課 主 査	北 池 颯 子
教 育 総 務 課 主 事	西 村 結 衣		

開 会 (午後7時00分)

○**開会宣言** 教育長が12月教育委員会臨時会議の開会を宣言する。

○**日程第1** 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、左委員を指名する。

○**日程第2** 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○**日程第3** 報告第10号 専決事項の報告について

[説 明]

本件は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

まず、「宇治市医療的ケア検討会議委員の任命又は委嘱について」である。宇治市医療的ケア検討会議委員については、医療的ケアを必要とする児童生徒への医療的ケアを安全かつ適正に実施するため、医療的ケア検討会議を設置し、医療的ケア児における学校での集団生活の可否や、医療的ケアの実施の可否等について検討を行っていただく。今回委嘱した委員は合計4名で、全員を11月22日付けで委嘱したものである。

次に「宇治市学校運営協議会委員の任免及び任命について」である。学校運営協議会委員については、宇治市学校運営協議会設置規則第8条第2項の規定により、該当校の校長から推薦を受け、教育委員会が任命しているが、今回、4月1日付けで任命した委員の死去に伴い、同規則第9条第2項の規定により解任した。また、12月1日付けで1名を任命したことから、学校運営協議会委員は合計264名となっている。

以上を宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により、専決処分を行った。

[質 疑] なし

○**日程第4** 議案第22号 令和5年12月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

市議会提案前の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明]

令和5年12月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から12月8日付けで意見を聴取されている

もので、教育委員会としては、この内容に異議がないとするものである。

議案は、「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事の請負契約を締結するについて」である。本件は、令和5年12月7日に入札を実施した、「(仮称)西小倉地域小中一貫校整備事業に伴う機械工事の請負契約を締結するについて」である。1億5千万円以上の工事請負契約となるので、宇治市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約に当たり議会の議決を求めるものである。契約金額は、8億5,874万8千円、契約の相手方は、扶桑管・ウチラ特定建設工事共同企業体で、代表者は扶桑管工業株式会社 代表取締役 川瀬貴也となる。

[質 疑] なし

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**閉会宣言** 教育長が12月教育委員会臨時会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後7時10分)